

第9章 整備

第1節 方向性

第7章第3節などに記載したように、本史跡の指定範囲は歴史の道整備活用推進事業により一通りの整備が完了していることから、原則としてはその維持を図ることが求められます。しかし、地区によっては解説サインの情報が現状とは異なっている、あるいは路面の洗堀が認められるなど、今後修繕や再整備が必要な箇所も認められます。

本史跡は歴史的な価値を有する街道であるとともに、地域住民にとって必要不可欠な生活道路となっていく区間も多くあることから、整備や修繕にあたっては遺構の保護や歴史性の尊重とともに社会環境や利便性などにも配慮した工法などを検討する必要があります。地域住民からも愛され、誇りとされる中山道を目指し「史跡としての価値を守り、生活とともにある中山道」を方向性として、以下にその方法を検討します。

第2節 方法

「史跡としての価値を守り、生活とともにある中山道」を実現するためには、史跡の破損状況などの情報を地域住民と共有するとともに、安全確保や利便性向上、景観の維持・向上のため積極的に情報収集を行うなど、様々な取り組みを行うことが必要と考えられます。

以下にその具体的な方法を示します。

(1) 情報共有

1) 情報の収集と共有

- ・破損などの収集情報の一元管理（市役所内の連携強化）
- ・収集情報に対する対応情報の共有（地域住民との連携強化）

(2) 遺構

1) 破損箇所の修繕など

- ・破損、衰亡箇所の随時修繕を行う。
- ・遺構の保護および眺望景観確保のため、必要に応じて立木伐採などを行う。

2) 新規整備

- ・整備基本計画を策定し、計画に基づいた史跡の再整備を目指す。
- ・個別の整備方法（工法など）について、随時情報収集を行う。

(3) 解説サイン・標柱など

1) 史跡の価値等の理解向上

- ・案内サインなどの状況を確認・把握して更新・修繕などを図る。
- ・関係部署や団体等と協議を行い、解説サイン等更新計画を策定する。

(4) 便益施設など

1) 安全確保・利便性向上

- ・案内サインなどの状況を確認・把握して更新・修繕などを図る。

- ・関係部署や団体等と協議を行い、解説サイン等更新計画を策定する。

2) ガイダンス施設など

- ・ガイダンス施設、諸資料展示施設の設置を検討する（既存建物の活用を含む）。
- ・ボランティアガイドの拠点施設の設置を検討する。

3) その他の施設・設備

- ・トイレやベンチ、展望施設などの修繕・改修などを検討する。
- ・必要に応じて、サイクルスタンドなどの設置を検討する。
- ・施設維持のため周辺の立木伐採などを検討する

(5) その他の工作物

- ・調整が必要な要素の撤去・移設が困難な場合は、修景（植栽による目隠しを含む）を検討する。
- ・調整が必要な要素の撤去・移設が可能な場合は、随時調整を行う。